



発行 新潟県

第 28 号

平成30年4月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 396 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 397 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 398 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 399 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 400 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 401 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
- 402 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 403 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 404 介護保険法による指定介護老人保健施設の廃止届（高齢福祉保健課）
- 405 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）
- 406 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 407 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 408 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 409 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 410 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 411 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 412 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 413 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 414 公共測量の終了通知（監理課）
- 415 公共測量の終了通知（監理課）
- 416 公共測量の終了通知（監理課）
- 417 公共測量の終了通知（監理課）
- 418 歳入の徴収事務の委託（警察本部会計課）

公 告

- 公募型プロポーザルの実施（高齢福祉保健課）
- 河川砂利の用途規制河川の指定（河川管理課）

雑 報

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による

ものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|-------------------|-----------|
| 大手薬局南部店 | 長岡市撰田屋1丁目4-45 | 平成30年3月1日 |
| 上越地域医療センター病院 | 上越市南高田町6番9号 | 平成30年3月1日 |
| アイン薬局 高田店 | 上越市とよば2番地 | 平成30年3月1日 |
| あおば薬局 | 三条市西大崎1丁目10番5号 | 平成30年3月1日 |
| 畑野薬局 | 佐渡市畑野甲520 | 平成30年3月1日 |
| いなほ調剤薬局 | 魚沼市四日町50番地1 | 平成26年7月1日 |
| いなほ調剤薬局東店 | 魚沼市四日町21番地1 | 平成26年7月1日 |
| 守門薬局 | 魚沼市須原976番地8 | 平成26年7月1日 |
| あんず調剤薬局 | 魚沼市井口新田321番地6 | 平成30年1月1日 |
| 中条中央病院(医科) | 胎内市西本町12番1号 | 平成30年2月1日 |
| 鈴木調剤薬局 | 北蒲原郡聖籠町諏訪山1605-14 | 平成30年3月7日 |

◎新潟県告示第397号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 下越病院
- 2 所 在 地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1
- 3 有効期間 平成30年5月1日から
平成33年4月30日まで

◎新潟県告示第398号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 信楽園病院
- 2 所 在 地 新潟市西区新通南3丁目3番11号
- 3 有効期間 平成30年5月1日から
平成33年4月30日まで

◎新潟県告示第399号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

新潟県知事 米山 隆一

| サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|--------------------------|---------------------|----------------------|-----------------|-----------|
| 訪問介護 | 訪問介護センターはまなす | 新潟県北蒲原郡聖籠町諏訪山1560番地3 | 社会福祉法人聖籠福祉会 | 平成30年4月1日 |
| 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 | 訪問介護センターはまなす | 新潟県北蒲原郡聖籠町諏訪山1560番地3 | 社会福祉法人聖籠福祉会 | 平成30年4月1日 |
| 通所介護 | みさと苑デイサービスセンター | 新潟県中魚沼郡津南町芦ヶ崎乙317番地1 | 社会福祉法人苗場福祉会 | 平成30年4月1日 |
| 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 | 特別養護老人ホームみさと苑 | 新潟県中魚沼郡津南町芦ヶ崎乙317番地1 | 社会福祉法人苗場福祉会 | 平成30年4月1日 |
| 短期入所生活介護 | 特別養護老人ホームみしま園 | 新潟県長岡市宮沢580番地3 | 社会福祉法人長岡三古老人福祉会 | 平成30年4月1日 |
| 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 | エフビー介護サービス株式会社長岡営業所 | 新潟県長岡市高見町965-1 | エフビー介護サービス株式会社 | 平成30年4月1日 |
| 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 | ダスキンヘルスレント上越ステーション | 新潟県上越市中央3丁目2番32号 | 株式会社いとう商会 | 平成30年4月1日 |
| 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 | エフビー介護サービス株式会社長岡営業所 | 新潟県長岡市高見町965-1 | エフビー介護サービス株式会社 | 平成30年4月1日 |
| 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 | ダスキンヘルスレント上越ステーション | 新潟県上越市中央3丁目2番32号 | 株式会社いとう商会 | 平成30年4月1日 |

◎新潟県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

新潟県知事 米山 隆一

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|-------------------|-------------------|---------|-----------|
| ケアプランセンターリフレッシュケア | 新潟県新発田市五十公野7090番地 | 株式会社MSE | 平成30年4月1日 |

◎新潟県告示第401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

新潟県知事 米山 隆一

| 施設の名称 | 所在地 | 開設者 | 指定年月日 |
|-------------------|----------------------|-------------|-----------|
| 特別養護老人ホームケアガーデン新幸 | 新潟県見附市新幸町7番18号 | 社会福祉法人見附福祉会 | 平成30年4月1日 |
| 特別養護老人ホームみさと苑 | 新潟県中魚沼郡津南町芦ヶ崎乙317番地1 | 社会福祉法人苗場福祉会 | 平成30年4月1日 |

◎新潟県告示第402号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | サービスの種類 | 届出の受理年月日 | 廃止年月日 |
|------------------|--------------------------------|------------------|--------------------------------|----------------|----------------|
| スカイ観光訪問介護サービス | 新潟県新発田市 中曾根町2丁目 13番5号 | スカイ観光株式会社 | 訪問介護 | 平成30年3月 5日 | 平成30年3月 31日 |
| 社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会 | 新潟県北蒲原郡 聖籠町大字諏訪 山1560番地3 | 社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成30年2月 5日 | 平成30年3月 31日 |
| 特別養護老人ホームみねの園 | 新潟県上越市清里区岡野町1618番地 | 社会福祉法人きよさと福祉会 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成30年3月 2日 | 平成30年3月 31日 |
| 訪問介護桑の里 | 新潟県上越市大字京田字三角田134番地1 | 社会福祉法人清和会 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成30年3月 26日 | 平成30年3月 31日 |
| 介護老人保健施設グリーンヒル与板 | 新潟県長岡市与板町榎原393番地8 | 社会福祉法人長岡三古老人福祉会 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成30年2月 28日 | 平成30年3月 31日 |
| 社会福祉法人胎内市社会福祉協議会 | 新潟県胎内市西本町11番11号「ほっとHOT・中条」内 | 社会福祉法人胎内市社会福祉協議会 | 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 | 平成30年3月 9日 | 平成30年3月 31日 |
| 社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会 | 新潟県北蒲原郡 聖籠町大字諏訪 山1560番地3 | 社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会 | 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 | 平成30年2月 5日 | 平成30年3月 31日 |
| みさと苑訪問リハビリテーション | 新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙317番地1 | 社会福祉法人苗場福祉会 | 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション | 平成30年2月 23日 | 平成30年3月 31日 |
| 萌気園通所介護ほのぼの | 新潟県南魚沼市浦佐330番地7 | 医療法人社団萌気会 | 通所介護 介護予防通所介護 | 平成30年2月 13日 | 平成30年3月 31日 |
| 三和デイサービスセンター美杉の里 | 新潟県上越市三和区井ノ口413番地1 | 社会福祉法人上越市社会福祉協議会 | 通所介護 | 平成30年2月 23日 | 平成30年3月 31日 |
| 吉川デイサービスセンターあじ | 新潟県上越市吉川区原之町1819 | 社会福祉法人上越市社会福祉協 | 通所介護 | 平成30年2月 23日 | 平成30年3月 31日 |

| | | | | | |
|-------------------------|-----------------------|-------------------|--------------------------|------------|------------|
| さいの家 | 番地1 | 議会 | | | |
| デイサービスリビング | 新潟県上越市大字石沢字外新田1400番地2 | 医療法人社団畠山医院 | 通所介護 介護予防通所介護 | 平成30年1月18日 | 平成30年3月31日 |
| 阿賀野市デイサービスセンター永寿園 | 新潟県阿賀野市姥ヶ橋1104番地 | 社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会 | 通所介護 介護予防通所介護 | 平成30年2月15日 | 平成30年3月31日 |
| 阿賀野市デイサービスセンターわかばの里 | 新潟県阿賀野市若葉町3番33号 | 社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会 | 通所介護 介護予防通所介護 | 平成30年2月21日 | 平成30年3月31日 |
| そいがあ亭 | 新潟県見附市南本町3丁目5番22号 | 社会福祉法人ウエルネス | 通所介護 介護予防通所介護 | 平成30年2月22日 | 平成30年3月31日 |
| サテライト型特別養護老人ホームほくら園ユニット | 新潟県上越市大島区大平5131番地 | 社会福祉法人くびき社会事業協会 | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 | 平成30年2月28日 | 平成30年3月31日 |
| 特別養護老人ホームみしま園 | 新潟県長岡市宮沢580番地3 | 社会福祉法人長岡三古老人福祉会 | 短期入所生活介護 | 平成30年1月18日 | 平成30年3月31日 |
| ミスタービルド中越 | 新潟県魚沼市中島124番地1 | 株式会社コイデン | 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 | 平成30年2月21日 | 平成30年3月31日 |
| 株式会社カスガ | 新潟県上越市浦川原区飯室2006番地 | 株式会社カスガ | 福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 | 平成30年2月13日 | 平成30年3月31日 |

◎新潟県告示第403号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年4月10日

新潟県知事 米山 隆一

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 届出の受理年月日 | 廃止年月日 |
|------------------|------------------------|------------------|-----------|------------|
| システム・アイ介護相談所 | 新潟県胎内市協和町2番地1アパート101号室 | 株式会社システム・アイ | 平成30年2月5日 | 平成30年3月20日 |
| 社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会 | 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560番地3 | 社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会 | 平成30年2月5日 | 平成30年3月31日 |

◎新潟県告示第404号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり施設の廃止の届出があった。

平成30年4月10日

新潟県知事 米山 隆一

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 届出の受理年月日 | 廃止年月日 |
|--------|-----|-----|----------|-------|
|--------|-----|-----|----------|-------|

| | | | | |
|--------------|----------------------|-------------|------------|------------|
| 介護老人保健施設みさと苑 | 新潟県中魚沼郡津南町芦ヶ崎乙317番地1 | 社会福祉法人苗場福祉会 | 平成30年2月22日 | 平成30年3月31日 |
|--------------|----------------------|-------------|------------|------------|

◎新潟県告示第405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条（又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条）の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成30年4月10日

新潟県知事 米山 隆一

| 施設の名称 | 所在地 | 開設者 | 届出の受理年月日 | 辞退年月日 |
|---------|------------------|-------------|------------|------------|
| 南部郷厚生病院 | 新潟県五泉市愛宕甲2925番地2 | さくら福祉保健事務組合 | 平成30年2月23日 | 平成30年3月31日 |

◎新潟県告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

新潟県知事 米山 隆一

| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 新潟県立燕労災病院 | 燕市佐渡633番地 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |

◎新潟県告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成30年4月10日

新潟県知事 米山 隆一

| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 更新年月日 |
|--------------|-------------------------------|-----------|-----------|
| 山下メンタルクリニック | 小千谷市平沢1-5-26 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| のぞみ薬局 | 糸魚川市大字能生7172-3 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| エム・ケイ薬局ひらさわ店 | 小千谷市平沢1-5-27 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| ひかり薬局 | 上越市板倉区針940-1 ア ランパルク1F B号室 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| グリーン薬局加賀 | 上越市大豆2-9-17 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |

| | | | |
|----------|----------------|--------|-----------|
| グリーン薬局北城 | 上越市北城町1-6-3 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| グリーン薬局 | 上越市柿崎区柿崎5698-5 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| リリオ薬局 | 新発田市住吉町4-20-23 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| サカエ薬局 | 上越市幸町14-10 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| 薬局かさや | 上越市大町4丁目2-12 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |

◎新潟県告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 廃止年月日 |
|--------------------------|----------------|----------------|-----------|
| 独立行政法人労働者健康福祉機構 燕労災病院 | 燕市大字佐渡633 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| 林見薬局 | 糸魚川市大字能生7098-4 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |
| メッツ長町薬局 | 長岡市長町1-1665 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |

◎新潟県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三条市の下田土地改良区の定款の変更を平成30年3月30日認可した。

平成30年4月10日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の新穂村土地改良区の定款の変更を平成30年4月2日認可した。

平成30年4月10日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を平成30年4月3日認可した。

平成30年4月10日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を平成30年4月3日認可した。

平成30年4月10日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成30年4月11日から平成30年5月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 事業主体名 | 地区名 | 縦覧の書類 | 縦覧の場所 |
|-------|-----|----------|--------|
| 新潟県 | 川井 | 換地計画書の写し | 小千谷市役所 |

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第414号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、柏崎市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成29年8月10日から平成29年9月29日まで
- 3 作業地域 柏崎市街地及び周辺部

◎新潟県告示第415号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業六箇地区（六箇山谷換地区及び麻畑換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成29年8月10日から平成30年2月16日まで
- 3 作業地域 十日町市六箇地内

◎新潟県告示第416号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（上越地

域振興局長) から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 上達地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成29年7月24日から平成30年3月8日まで
- 3 作業地域 上越市大島区上達ほか地内

◎新潟県告示第417号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、湯沢町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量 国土基本図作成(デジタルマッピング)
地図情報レベル2500
- 2 作業期間 平成29年4月3日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域 湯沢町の一部地域

◎新潟県告示第418号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 委託した事務
新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例(平成12年新潟県条例第51号)第8条第1項に規定するパーキング・メーターの作動に係る手数料の徴収に関する事務
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所
新日本警備保障株式会社
長野県長野市上千歳町1121番地1
- 3 委託の始期
平成30年4月1日

公 告

敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出について(公告)

敬老事業の記念品の発注業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 提案内容
敬老事業における記念品
詳細については、敬老事業に係る記念品のプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定めるところによる。
- 2 参加者に求める資格
本件に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
 - (1) 新潟県内に主たる営業所(本社又は本店等)を置く者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
 - (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更

生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 実施要領の交付等

実施要領は、本公告の日から新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 質疑書の提出

本件について疑義が生じた場合は、次に定めるところにより、質疑書を提出する。

- (1) 提出期限 平成30年4月23日（月）午後5時15分（必着）
- (2) 提出場所 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

5 参加申込書及び提案書の提出

本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書及び提案書を提出する。

- (1) 提出期限 平成30年5月8日（火）午後5時15分（必着）
- (2) 提出場所 4の(2)
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

6 提案書の審査

(1) 審査は、新潟県敬老事業記念品選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない参加申込書及び提案書を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、あるいは虚偽の記載をし、参加申込書及び提案書を提出した者

7 審査結果の通知

選定委員会が提出された参加申込書及び提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

8 契約の締結

県は、最優秀提案者と本件発注業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

9 異議の申立て

提案者はプロポーザル実施後、実施要領等の内容の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

10 その他

- (1) 参加申込書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

河川砂利の用途規制河川の指定について（公告）

国土交通省制定の「河川砂利基本対策要綱」の規定に基づく「新潟県河川砂利用途規制方針」により、河川の保全上、砂利採取に伴う用途規制を必要とする河川を次のとおり指定する。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 水系名 一級河川関川水系
- 2 河川名 関川
- 3 指定区間 起点 妙高市大字川上字上川原239番地先（市道橋川上橋）から
終点 左岸 上越市大字島田字諏訪田1572の2地先
右岸 上越市大字新長者字上川原1217地先まで

雑報

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始について（公告）

次のとおりプロポーザル方式による技術提案書の提出を招請します。

平成30年4月10日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 業務概要

(1) 業務名

新潟県立大学新3号館（仮称）建設工事基本設計業務

(2) 業務内容

新潟市東区海老ヶ瀬471番地で計画されている新潟県立大学新3号館（仮称）建設工事の設計業務

(3) 履行期間

平成30年7月～平成30年12月（予定）

2 技術提案書の提出者に要求される資格

提出者は、以下の要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が新潟県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団、暴力団員である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。（契約時に暴力団等の排除に関する誓約書の提出が必要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。）

(3) 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成7年1月新潟県告示第96号）に基づく平成30・31年度入札参加資格者名簿（業務の種類は「一級建築設計業務」に限る。）に登載されている者であり、新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年新潟県告示第3296号）に基づく平成30・31年度入札参加資格者名簿に登載されていない者であること。

(4) 新潟県から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(6) 新潟県内に主たる営業所を有していること。

(7) 同一組織からの参加は1組に限る。

(8) 事業を組合形式で実施する団体の、管理技術者及び建築意匠主任担当技術者として参加する場合は、その担当者が所属する事務所は別組織として参加することはできない。

3 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の資格

・各専門分野の技術者資格

(2) 配置予定技術者の技術力

・同種及び類似業務の実績、教育関係建物の業務実績

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の資格

・各専門分野の技術者資格

(2) 配置予定技術者の技術力

・同種及び類似業務の実績、教育関係建物の業務実績、CPD取得単位

(3) 当該業務への取組意欲

(4) 業務の実施方針

・業務の理解度、実施方針の妥当性

(5) 課題についての提案

・提案の的確性、独創性、実現性

5 手続等

(1) 担当部局

新潟県立大学事務局企画課

住所 〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地

T E L 025-368-8224

F A X 025-270-5173

電子メール kikaku@unii.ac.jp

(2) 説明書の配布期間、場所及び方法

平成30年4月10日(火)から平成30年4月19日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

新潟県立大学事務局企画課

住所 〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地

T E L 025-368-8224

9時から16時まで事務局1番窓口で交付する。

※説明書については新潟県立大学のホームページからダウンロードが可能。

(<http://www.unii.ac.jp/bidding/>)

(3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

平成30年4月10日(火)9時から平成30年4月20日(金)16時まで(郵送の場合は当日必着。)

提出場所は(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成30年5月24日(木)(郵送の場合は当日必着。)

提出場所は(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

(4) 本業務の契約締結は、本手続きにより最優秀提案者として特定された者を行う予定である。

また、その者との間で契約締結に至らなかった場合は、次点として特定された者と契約の締結を行うことがある。

(5) 本業務に直接関連する実施設計業務については、当該業務受託者と随意契約する予定としている。

(6) 詳細は説明書による。